

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課、室、係及び班の設置) 第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。 総務課 (略) 施設課 電機施設班 土木施設班 <u>建設室</u> 企業誘致推進課	(課、室、係及び班の設置) 第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。 総務課 (略) 施設課 電機施設班 土木施設班 <u>建設班</u> 企業誘致推進課

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。